

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

<令和6年4月1日 現在>

## 1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人 室原会
代表者名	室原 良治
所在地・連絡先	(住所)熊本市中央区国府 1 丁目 11 番 9 号 (電話)096-364-3080(FAX)096-366-4668

## 2 事業所の概要

### (1)事業所名称及び事業所番号

事業所名	正式名:熊本市北2地域包括支援センター 通称:熊本市高齢者支援センター ささえりあ北部
所在地・連絡先	(住所)熊本市北区鹿子木町 66 番地 北部まちづくりセンター1F (電話)096-275-6355(FAX)096-275-6389
事業所番号	4300100262
管理者の氏名	加世田 まゆ

### (2)事業所の職員体制

- ア 管理者 1名
- イ 保健師又は経験のある看護師 2名以上
- ウ 社会福祉士又は社会福祉士に相当する者 1名以上
- エ 主任介護支援専門員 1名以上
- オ 介護支援専門員 適当数

### (3)事業の実施地域

事業の実施地域	川上・北部東・西里
---------	-----------

### (4)営業日

月曜日～土曜日	8:30～17:20
営業しない日	日曜日・祝日・12月29日～1月3日

## 3 提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容・提供方法

- ア 介護予防サービス・支援計画の作成のための生活機能低下の背景・原因及び課題等の分析(アセスメント)
- イ 介護予防サービス・支援計画の作成
- ウ 介護予防サービス・支援計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整及びその他の便宜の提供
- エ 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握及び達成状況に関する評価の実施
- オ 訪問介護事業所等から提供もしくはモニタリング等で担当職員が把握した利用者に関する状況の主治の医師等への情報提供

- カ 利用者の同意を得た上で、主治の医師等の意見を求め、意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス・支援計画の交付
- キ 障害福祉制度の相談支援専門員との連携促進のため、特定相談支援事業者との連携の実施
- ク サービスの利用実績を確認し、給付管理表を提出する等の給付管理業務(初回のみケアマネジメントを除く)
- ケ 介護予防サービス・支援計画の変更に係る上記(ア)から(ウ)に関する業務
- コ 介護サービス・介護予防サービス等に関する利用者からの相談等の対応
- サ 要介護認定または要支援認定にかかる申請の補助
- シ 介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストの実施
- ス その他介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る必要な便宜の供与

4 委託する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容・委託先(ただし、委託しない場合は以下余白)  
(1)委託事業所

---

(2)委託内容

- ア 介護予防サービス・支援計画(原案)の作成
- イ 要支援等認定の申請代行
- ウ アセスメントの実施
- エ サービス担当者会議の開催(初回のみケアマネジメントを除く)
- オ 計画の実施状況の把握・評価
- カ 給付管理業務(初回のみケアマネジメントを除く)
- キ 日常の利用者との連絡調整
- ク 主治医・サービス提供事業者等との連絡調整
- ケ その他事業所が委託先事業所に指示する事項

(3)担当介護支援専門員

---

5 費用

(1)利用料

要支援認定を受けられた方または、熊本市日常生活支援総合事業第1号事業の事業対象者は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者の方は1ヶ月につき下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

介護予防支援費(1月につき)	4,420 円
----------------	---------

※新規に介護予防サービス・支援計画を作成する利用者の方に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行った場合は、3,000 円加算されます。

※介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者へ委託して、適切な情報連携等を行った場合は、3,000 円加算されます。

※事業者が指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第二十六条の二に規定する虐待防止措置を未実施の場合は、44円が減算されます。

※事業者が令和7年4月1日以降において指定介護予防支援等基準第十八条の二に規定する業務継続計画を未策定の場合は、44円が減算されます。

## (2)利用料等のお支払方法

毎月、17日までに前月分の請求をいたしますので、27日までに係の者にお支払いください。

※入金確認後、サービス提供証明書と領収証を発行します。

## 6 事業所の特色等

### (1)事業の目的

医療法人室原会が運営する熊本市2地域包括支援センターは、介護保険法および関係諸法規に基づき要支援認定者および事業対象者に対し、利用者本位で権利性が発揮され、利用者の選択によるサービスが提供され、高齢者の自立支援の推進を図ることを目的とします。

### (2)運営方針

熊本市北2地域包括支援センターは、要支援認定者および事業対象者の心身の状況等に応じて適切な介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを提供するとともに、自らその提供する介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの質の評価を行うことと、その他の措置を講ずることにより、常に介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを受ける者の立場に立ってこれを提供するものとします。

### (3)虐待防止に関する措置

虐待防止について熊本市北2地域包括支援センターは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止の指針に基づき、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

### (4)その他

事項	内容
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する研修	介護予防サービス・支援計画等に関する研修を定期的に行っています。
主任ケアマネージャー研修	主任ケアマネージャー研修に参加しています。
社会福祉士会研修	権利擁護や成年後見制度等に関する研修会に参加しています。
北区役所管内地域包括支援センター連絡会	北区の5ヵ所の地域包括支援センターと、北区役所福祉課合同で介護予防支援介護予防ケアマネジメントに関する様々な研修を行っています。
北2連絡会(北2管内包括・居宅合同研修会)	当センターと北2管内の居宅介護支援事業所及び北区役所福祉課合同で介護予防支援に関する様々な研修を行っています。

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

<p>当事業所お客様相談窓口</p>	<p>窓口責任者 加世田 まゆ                  ご利用時間 月～土 8:30～17:20                  ご利用方法 電話(096-275-6355)                  面接(当事業所面接室又は希望によりご利用者宅)                  苦情箱(菊南病院エントランスホールに設置)                  備考:窓口責任者不在の場合又は窓口責任者自身への苦情の場合は次の者を窓口とする。                  副窓口責任者 松下 宣哉</p>
<p>熊本市の相談窓口</p>	<p>熊本市役所 介護保険課 介護事業指導室                  所在地 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2793                  問合せ先 北区役所 福祉課 高齢福祉係                  所在地 熊本市北区植木町岩野238番1号 電話番号 096-272-1118</p>
<p>公的団体の相談窓口</p>	<p>熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情・相談窓口                  所在地 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館 5階                  電話番号 096-214-1101</p>

8 介護予防支援及び介護予防マネジメントの担当職員

あなたを担当する職員は \_\_\_\_\_ ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

9 その他

事業者が交付するサービス提供証明書等は、利用者の方の介護(予防)等に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

私は、本書面に基づいて事業所の職員(氏名 \_\_\_\_\_)から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人(選任した場合) 住所

氏名 印